

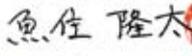
【第三者保証報告 (WEB版)】



**独立保証報告書**

2010年7月27日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 清野 智 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社  
東京都新宿区津久戸町1番2号  
代表取締役社長   
取締役 

**目的及び範囲**  
当社は、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した社会環境報告書 2010(以下、「社会環境報告書」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、社会環境報告書に記載されている2009年4月1日から2010年3月31日までを対象とした環境パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)が会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。社会環境報告書の記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

**判断基準**  
会社は環境省の環境報告ガイドライン等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて社会環境報告書を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断基準として用いている。また、重要な環境情報の開示の網羅性についての判断基準としては、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マーク付与基準」([http://www.j-sus.org/kitei\\_pdf/logohuyo\\_env.pdf](http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf)) (以下、「マーク付与基準」という。)を用いている。

**実施した保証手続**  
当社は、サステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAIE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として社会環境報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。  
当社の実施した手続には以下が含まれる。

- 社会環境報告書の作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標の把握、集計、開示のためのシステム並びに全社及びサイトレベルでの内部統制の検討
- 全社集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査による原始証拠との照合並びに再計算の実施
- 川崎発電所における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

**結論**  
上述の保証手続の結果、社会環境報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。  
当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

2001年度から社会環境報告書の中で環境的側面の情報のみならず、安全や社会的側面の情報を継続的に開示されています。

社会環境報告書で開示される環境パフォーマンスデータは、各所から年1回定型のフォームで報告されるデータをもとに本社で集計されています。一部の環境指標については、本社から出された指標の定義が各所の担当者に十分に伝わっておらず、再集計が必要なケースもありました。省エネ法をはじめとする法制度の改正や東京都による排出量取引制度の開始など、企業には環境パフォーマンスデータをより高い精度で、かつ適時に管理することが一層求められるようになってきていますので、そのような仕組みづくりについて検討が望まれます。

また、開示情報については、JR東日本グループならびに社会にとって重要な情報は何か、という観点から記載内容を再整理されるとともに、それぞれの開示指標の定義を明確化し、適時に適切な情報を収集し、開示することが必要と考えます。



KPMG  
あずさサステナビリティ株式会社  
菅生 直美氏